

〔平家物語三〕大臣流罪の事

關白殿をば、太宰のそつにうつして、ちんせいへとぞ聞えし、略中本より罪なくして、配所の月を見んといふことを、心ある際の人の願ふことなれば、大臣敢て事ともし給はず、

〔散木弄詞集七〕戀のうたとよめる

おもはんとたのめしことはあみのめにたまらぬ風のこゝろなりけり

〔諺草阿六〕諺 網の目に風たまらず略下

〔平家物語十〕内裏女房の事

くだんの女ばうのつぼねの下口邊にた、ずんで聞ければ、此女ばうのこゑとおほしくて、あないとをし、いくらもまします君たちの中に、此人一人かやうになり給ふよ、人はみなならを焼きたるがらん、のぼちといひあへり、中將もさぞいひし、我心におこつてはやかねども、あくたう多かりしがば、てん手に火をはなつちて、多くのとうだうをやきほろぼす、末の露本の雫のためしあれば、我身一つのざいごうにこそならんすらめといひしが、げにさと覺ゆるぞや、略下

〔朝野群載二十二〕撰吉日著座事

到國之後撰吉日良辰著座、此日不登高、不臨深、不聞凶言、不語客事、不會衆人、著座之間、尤制喧嘩、是尤三ヶ日之間、可成其慎也、著座之後、非有急速、宜用吉日、諺曰、入境問風、云々、非有公損、勿改舊跡、

〔漢語大和故事三〕郷ニ入テハ郷ニ隨ヘ

傳曰、百里不同風、故四方之民、言語衣服不一而已、トイヘリ、其所々ノ郷ノ風俗同ジカラズ、言語モ衣服モ違アリ、ソレヲ學似テバ、怨ヲ求メ禍ヲ結ブモノナリ、故ニ所法式ニ隨ヘトバイフナリ、

〔古今要覽稿五十九〕七遊七物

扱凡の物多くは西土より事起りて、皇國に傳りぬれど、皇國のみにありて、西土にしらぬ事ま、